

五月丘地域コミュニティ推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、五月丘地域（五月丘小学校区）コミュニティ推進協議会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、五月丘小学校区に置く。

(目的)

第3条 本会は、五月丘地域の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関する事業。
- (2) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する事業。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関する事業。
- (4) 防災、防火、防犯に関する事業。
- (5) 青少年の健全育成に関する事業。
- (6) 交通安全に関する事業。
- (7) 地域的美観・景観の保持、環境保全に関する事業。
- (8) その他、目的達成のために必要な事業に関する事。

(会員)

第5条 本会の会員は、五月丘地域に居住する市民及び地域内に通勤、通学する者並びに事業所を有する法人その他の団体とする。

2 会員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 本会の目的に賛同する者は、役員会の承認により、新たな会員となることができる。ただし、任期については、2項の残任期間とする。

4 会員の退会は、役員会の承認を得るものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 5名 |
| (3) 書記 | 2名 |
| (4) 会計 | 2名 |
| (5) 監査 | 2名 |

2 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(総会)

第7条 総会は、会員により構成される本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の過半数の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 役員会の推薦に基づき、本会の会長、副会長、書記、会計及び監査を選任すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を議決すること。

(役員会)

第8条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、常設の議決機関であって、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 会長、副会長、書記、会計及び監査を総会に推薦すること。
- (3) 決定した事項を会員に周知すること。
- (4) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代行する。
- (3) 書記は、会議の記録及び庶務を担当する。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理を担当する。
- (5) 監査は、本会の会計監査を担当する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。ただし、会長職は2期(4年)を超えることはできない。

(役員会の招集)

第11条 役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、役員過半数の請求があった場合は、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(部会の設置)

第12条 本会は、その事業の執行に当たって、部会を設置するときは、役員会の承認を得なければならない。

(定足数等)

第13条 総会及び役員会（以下、会議という）は、構成員の過半数の出席により成立する。

2 会議の議決は、出席者の過半数の賛成によって決する。賛否が同数の場合は議長がこれを決する。

(経費)

第14条 本会の経費は、市からの交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第16条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員等が帳簿の閲覧を請求したときは、帳簿を閲覧することができる。

(監査と報告)

第17条 監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、役員会で定める。

附 則

① この会則は、平成19年9月28日から施行する。

2 第5条第2項及び第10条第2項の規定にかかわらず、本会の設立年度の会員及び役員の任期は、平成22年3月31日までとする。

3 第15条の規定にかかわらず、初年度の会計年度は本会則施行日から平成20年3月31日までとする。